



その他の福祉

活用できる情報ツール

問 新宿区社会福祉協議会 TEL 5273-2941 FAX 5273-3082

新宿区社会福祉協議会

新宿区社会福祉協議会 検索

新宿区社会福祉協議会は、ボランティア、市民活動、成年後見制度等の相談受付や各種貸付などの社会福祉事業を行っています。ホームページやSNSを通じてさまざまな情報を発信しています。

公式
ホームページ



公式X



公式
Facebook



公式
YouTube



公式LINE



相談／福祉サービス

福祉総合電話相談

福祉サービスの利用に関する相談や福祉の一般的な案内を行っています。

受付時間 月～金曜日(祝日等を除く)午前9時～午後5時

地域福祉課福祉計画係

TEL 5273-3623(相談専用電話)

FAX 3209-9948



福祉サービスに関する法律相談

福祉サービス利用時のさまざまな問題に関する法的な相談に弁護士が応じます(要予約)。

相談時間 第3月曜日(祝日等の場合はその翌日)
午後2時～4時(1人1時間)

相談場所 第一分庁舎2階区民相談室

地域福祉課福祉計画係

TEL 5273-3623(相談申込専用電話)

FAX 3209-9948



悩みごと相談室

自分自身のこと、夫婦や家族のこと、家庭のこと、仕事のこと、セクシュアリティに関することなど、面接(要予約)または電話で相談に応じます。

面接相談 TEL 3341-0801へ予約

※面接相談を実施していない日があります。詳しくは、新宿区ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

電話相談

※右記の電話番号へ直接電話(受付は午後3時30分まで)

相談場所・時間等

●男女共同参画推進センター「ウィズ新宿」

女性相談員による相談

月～土曜日(祝日等を除く)

午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

電話相談 TEL 3353-2000

男性相談員による相談

土曜日(祝日等を除く)午後1時～4時

電話相談 TEL 3341-0905

●区役所第一分庁舎2階区民相談室

女性相談員による相談

月曜日(祝日等を除く)

午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

電話相談 TEL 5273-3646

男女共同参画推進センター「ウィズ新宿」

TEL 3341-0801 FAX 3341-0740

荒木町16 (P55)



ひきこもり総合相談窓口

ひきこもりや生きづらさのことでお悩みの当事者やその家族からお話を伺い、必要に応じて関係機関と連携して総合的に対応します。

対象 ひきこもりや生きづらさのことでお悩みの当事者やその家族の方

相談場所 生活福祉課生活支援相談窓口
(区役所第二分庁舎1階)

相談時間 月～金曜日(祝日等を除く)
午前8時30分～午後5時

生活福祉課生活支援係
ひきこもり総合相談窓口
TEL 5273-3184



仕事と家計に関する相談

「生活を立て直したい」「仕事や家計に関する相談がしたい」「経済的に困っているがどこに相談したらよいのか分からない」などの相談に、社会福祉士等の資格を持った相談支援員が対応します。

一人一人の状況に応じた自立支援計画を作成し、問題解決に向けて継続的に相談をお受けするとともに、関係機関とも連携しながら支援します。

相談時間 月～金曜日（祝日等を除く）
午前8時30分～午後5時

生活福祉課 生活支援相談窓口
(区役所第二分庁舎1階)

TEL 5273-3853 FAX 3209-0278

新宿区社会福祉協議会

暮らしの相談窓口

(高田馬場1-17-20) (地図P57)

TEL 5273-3546 FAX 5273-3082



新宿区社会福祉協議会

社会福祉協議会(社協)は、区民の方々や公私の社会福祉事業関係者等を会員として成り立っている公的な性格を持つ非営利の民間団体です。

区民によって組織されている団体として、地域福祉の推進を図り、区民の立場で各種の社会福祉事業を行っています(下表参照)。

(高田馬場1-17-20) (地図P57)

TEL 5273-2941 FAX 5273-3082

新宿区社会福祉協議会東分室

(四谷三栄町10-16) (地図P55)

TEL 3359-0051 FAX 3359-0012



新宿区社会福祉協議会の事業

ボランティア・地域支えあい活動の相談

名称	説明	問い合わせ
ボランティアの相談	ボランティア・市民活動に関する総合相談窓口です。 → P115	新宿ボランティア・市民活動センター TEL 5273-9191 FAX 5273-3082 東分室 TEL 3359-0051 FAX 3359-0012 ボランティアコーナー 単筒町 TEL FAX 3260-9001 榎町 TEL FAX 5228-5010 若松町 TEL FAX 5273-3548 大久保 TEL FAX 3209-8851 落合第一 TEL FAX 5996-9363 落合第二 TEL FAX 3952-1080 柏木 TEL FAX 3363-3723
車椅子の貸し出し	車椅子を必要とする高齢者等に、4か月を限度として無料で貸し出しています。原則として介護保険等でのレンタルを優先します。 ●対象 車椅子を必要とする高齢者等 ●内容 4か月を限度として貸し出し 原則として介護保険等でのレンタルを優先 ●費用 無料 ※このほか、観光などで区内に短期滞在する方への短期貸し出しがあります。期間や種類等詳しくは、お問い合わせください。	新宿ボランティア・市民活動センター TEL 5273-9191 FAX 5273-3082 東分室 TEL 3359-0051 FAX 3359-0012

暮らしの相談

名称	説明	問い合わせ
生活困窮者自立相談支援事業	様々な生活課題やお困りごとについて伺い、一緒に課題を整理しながら、一人ひとりの希望を尊重した相談支援を行います。	暮らしの相談窓口 TEL 5273-3546 FAX 5273-3082
応急小口資金貸付 生活福祉資金・教育支援資金貸付 緊急小口資金貸付 総合支援資金・臨時特例つなぎ資金貸付 不動産担保型生活資金貸付	各種貸付を行っています。事前に貸付条件等をご確認ください。 → P115・116	暮らしの相談窓口 TEL 5273-3541 FAX 5273-3082
受験生チャレンジ支援貸付	中学3年生・高校3年生等の学習塾費用・受験料を無利子で貸し付けます。事前に貸付条件等をご確認ください。 → P130	受験生チャレンジ支援貸付担当 TEL 5292-3250 FAX 5273-3082



各種事業

名称	説明	問い合わせ													
ちょこっと・暮らしのサポート事業	<p>日常生活の困りごとがあり、援助を必要としている方を地域のボランティアが支援する支えあいの活動です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●内容 地域のボランティアがお手伝いできる家事支援・外出支援・電球交換・話し相手などの緊急性・専門技術を必要としない活動 ●利用料 無償または有償(内容により決定) ※有償の場合は基準額1時間800円 ※交通費等実費は利用者負担 	<p>新宿ボランティア・市民活動センター TEL 5273-9191 FAX 5273-3082 東分室 TEL 3359-0051 FAX 3359-0012</p>													
視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー	<p>視覚・聴覚に障害がある方の社会参加と地域交流の場です。無料でご利用いただけます。 → P111</p>	<p>視覚障害者交流コーナー TEL FAX 6233-9555 聴覚障害者交流コーナー TEL FAX 6457-6100</p>													
地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)	<p>認知症の症状や物忘れ、知的障害や精神障害等により判断能力が十分でない方が、地域で安心して生活を送ることができるよう支援します。本人との「契約」により、下記①の援助を中心に、必要に応じて②③のサービスを担当の生活支援員・専門員がお手伝いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>援助内容</th> <th>基本料金※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>福祉サービス利用援助(福祉サービスの利用に関する手続き等のお手伝い)</td> <td>1時間1,700円 ※時間を超えた場合は、30分ごとに850円を加算</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">②</td> <td>日常的金銭管理サービス(公共料金の支払い手続き、生活費の払戻しなどのお手伝い) 通帳を本人が保管する場合</td> <td rowspan="2">1時間3,000円 ※時間を超えた場合は、30分ごとに850円を加算</td> </tr> <tr> <td>通帳をお預かりする場合</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>書類等の預かりサービス(預貯金の通帳などの大切な書類を保管するお手伝い)</td> <td>1か月1,000円 ※料金は変更になることがあります。</td> </tr> </tbody> </table>		援助内容	基本料金※	①	福祉サービス利用援助(福祉サービスの利用に関する手続き等のお手伝い)	1時間1,700円 ※時間を超えた場合は、30分ごとに850円を加算	②	日常的金銭管理サービス(公共料金の支払い手続き、生活費の払戻しなどのお手伝い) 通帳を本人が保管する場合	1時間3,000円 ※時間を超えた場合は、30分ごとに850円を加算	通帳をお預かりする場合	③	書類等の預かりサービス(預貯金の通帳などの大切な書類を保管するお手伝い)	1か月1,000円 ※料金は変更になることがあります。	<p>新宿区成年後見センター (地域福祉権利擁護事業担当) TEL 5273-4523 FAX 5273-3082</p>
	援助内容	基本料金※													
①	福祉サービス利用援助(福祉サービスの利用に関する手続き等のお手伝い)	1時間1,700円 ※時間を超えた場合は、30分ごとに850円を加算													
②	日常的金銭管理サービス(公共料金の支払い手続き、生活費の払戻しなどのお手伝い) 通帳を本人が保管する場合	1時間3,000円 ※時間を超えた場合は、30分ごとに850円を加算													
	通帳をお預かりする場合														
③	書類等の預かりサービス(預貯金の通帳などの大切な書類を保管するお手伝い)	1か月1,000円 ※料金は変更になることがあります。													
新宿区成年後見センター	<p>相談窓口、広報普及(講座)、後見人の養成支援、法人後見の受任 → P115</p>	<p>新宿区成年後見センター TEL 5273-4522 FAX 5273-3082</p>													
ファミリー・サポート・センター	<p>会員制の相互援助活動で、地域の中での子育てを支援しています。 → P128</p>	<p>新宿区ファミリー・サポート・センター TEL 5273-3545 FAX 5273-3082</p>													
地域見守り協力員事業	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 対象75歳以上の一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等 ●内容 地域見守り協力員(ボランティア)が月に2回程度訪問し、定期的に見守り・声かけを行います。 	<p>新宿ボランティア・市民活動センター TEL 5273-9191 FAX 5273-3082 東分室 TEL 3359-0051 FAX 3359-0012</p>													
介護支援等ボランティア・ポイント事業	<ul style="list-style-type: none"> ●対象 18歳以上 ●内容 区内でのボランティア活動を通じて地域で生き生きと暮らせるよう応援します。区内の介護施設等でボランティア活動を行うと、活動に応じて翌年に換金または寄附できるポイントが貯まります。 														

その他の福祉



相談／福祉サービス



新宿区成年後見センター

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害等で判断能力が十分でない方の権利を守る制度です。成年後見人等がご本人の意思を尊重し、その人らしい生活を守るため、法律面や生活面で支援する仕組みです。センターでは、制度利用を総合的に支援します(相談窓口の設置、広報普及、後見人の養成支援、法人後見の受任など)。

下表のとおり専門家による専門相談を実施しています。相談内容によって適切な助言や支援を行います。

専門相談(無料・事前予約制) ※訪問相談も可
※時間は午後1時~2時・午後2時30分~3時30分

月曜日	司法書士
水曜日	弁護士
金曜日	社会福祉士

(高田馬場1-17-20
新宿区社会福祉協議会内) (地図P57)
TEL 5273-4522 FAX 5273-3082



ボランティア

ボランティアの相談

ボランティア・市民活動に関する総合相談窓口です。情報提供や、活動の紹介・調整・援助等を行います。

各種講座・連絡会・交流会なども実施し、ボランティアなどの市民活動を支援します。

新宿区社会福祉協議会
ボランティア・市民活動センター

TEL 5273-9191
FAX 5273-3082

新宿区社会福祉協議会 東分室
TEL 3359-0051
FAX 3359-0012



東京ボランティア・市民活動センター

ボランティア・グループやNPO・都内のボランティア・市民活動推進機関等に、活動に関する情報の提供、研修会や連絡会の開催、啓発資料の提供、図書資料の閲覧、会場や器材の貸し出しなどの支援を行います。

開館時間 午前9時~午後9時(日曜日は午後5時まで)

休館日 月曜日、祝日、年末年始

(神楽河岸1-1セントラルプラザ10階)
TEL 3235-1171
FAX 3235-0050



人権／生活の援助

人権擁護委員

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守るため法務大臣から委嘱されています。

地域で人権啓発活動を推進するほか、人権相談を行っています。相談は無料で、秘密は守られます。

総務課総務係
TEL 5273-3505
FAX 3209-9947



民生委員・児童委員

民生委員は児童委員を兼ね、生活上の相談や助言にあたり、区民と行政・関係機関等を結ぶ最も身近な相談者、支援者として地域福祉の増進に努めています。

さらに、児童福祉に関する事項を専門に担当している主任児童委員もいます。各地域の民生委員には担当区域があります。詳しくは、お問い合わせください。

地域福祉課福祉計画係
TEL 5273-4080
FAX 3209-9948



応急小口資金貸付

緊急かつ一時的に資金を必要としており、他からの借入れが困難で、必要とする資金を貸し付けることにより生活の安定が見込まれる世帯に、一定の条件で貸付を行います。

対象 区内に3か月以上引き続き居住している低所得世帯

条件 具体的な資金の利用目的があり、貸付対象経費が未払い・未契約の費用であること。返済の見込みが確実であること。

※詳細や申請に必要な書類について、事前にお問い合わせください。

貸付金額 10万円以内の必要な資金

申請相談 電話にて相談日を予約してください。

新宿区社会福祉協議会
TEL 5273-3541
FAX 5273-3082



生活福祉資金・教育支援資金貸付

世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行います。貸付から償還完了までの間、民生委員による相談援助活動が行われます。

対象 低所得世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯

※貸付には審査があります。

資金の種類 学校の授業料に必要な経費、災害により臨時に必要となった経費、出産に必要な経費、障害者用自動車の購入に必要な経費、住宅の補修に必要な経費、技能習得に必要な経費等

※資金の種類ごとに貸付条件・基準・貸付金額等が異なります。詳細や申請に必要な書類について、事前にお問い合わせください。

申請相談 電話にて相談日を予約してください。

新宿区社会福祉協議会

TEL 5273-3541

FAX 5273-3082



緊急小口資金貸付

世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に、資金の貸付と必要な相談支援を行います。

対象 緊急かつ一時的に困窮する低所得世帯

※貸付には審査があります。

条件 規定の貸付対象理由(医療費を支払ったこと等により臨時の生活費が必要なとき、給与の盗難等によって生活費が必要なとき、火災等の被災により生活費が必要なとき、初回給与までの生活費が必要なとき等)に該当する場合で返済の見通しが立つこと

※詳細や申請に必要な書類については、事前にお問い合わせください。

貸付金額 10万円以内の必要な資金

申請相談 電話にて相談日を予約してください。

新宿区社会福祉協議会

TEL 5273-3541

FAX 5273-3082



総合支援資金・臨時特例つなぎ資金貸付

離職・減収により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対して、資金の貸付と、生活の立て直しに向けた継続的な相談支援を行います。

対象 失業等、日常生活全般に困難を抱えており、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯

※貸付には審査があります。

条件 65歳未満であること、就労収入で6か月以上生計維持していた世帯であること、常用就職が可能であり就職活動を中心とした生活を送ることができることなど。原則、自立相談支援事業等による支援を受けていただきます。

※詳細や申請に必要な書類について、事前にお問い合わせください。

資金の種類 住居入居費、生活支援費、一時生活再建費、臨時特例つなぎ資金

※資金の種類ごとに貸付条件・基準・貸付金額等が異なります。詳細や申請に必要な書類について、事前にお問い合わせください。

申請相談 電話にて相談日を予約してください。

新宿区社会福祉協議会

TEL 5273-3541

FAX 5273-3082



不動産担保型生活資金貸付

居住中の自己所有の不動産(土地・家屋)に、将来も住み続けることを希望する高齢者世帯に対して、その不動産を担保として生活資金を貸し付けます。

対象 世帯の構成員が原則65歳以上の低所得世帯

※貸付には審査があります。

対象不動産 土地の評価額が概ね1,500万円以上の戸建ての住宅

※詳細や申請に必要な書類について、事前にお問い合わせください。

申請相談 電話にて相談日を予約してください。

新宿区社会福祉協議会

TEL 5273-3541

FAX 5273-3082



生活保護

自分の力やほかの制度を利用しても国が定めた最低限度の生活ができないとき、その不足分を保護費として支給する制度です。

収入が少ない方や、病気で生活に困っている方はご相談ください。

相談時間 午前8時30分～午後5時
(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

生活福祉課相談支援係
(区役所第二分庁舎1階)

TEL 5273-4552

FAX 3209-0278

